

## 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院コンプライアンス推進規程

平成30年3月28日

### (目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院（以下「法人」という。）のコンプライアンスの推進に必要な事項を定めることにより、役職員等が全ての法令等を遵守し、社会規範を尊重するとともに、法人の業務活動が高い倫理性を持って行われることを確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令（告示、通知を含む。）並びに法人における各種規程及びこれらに関連する通知をいう。

2 この規程において「コンプライアンス」とは、法令等を遵守するとともに、社会規範を尊重して行動することをいう。

3 この規程において「役職員等」とは、役員及び職員、派遣職員並びに契約先の労働者をいう。

4 この規程において「法人の業務」とは、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款（以下「定款」という。）第16条各号に規定する業務の範囲をいう。

### (役職員等の責務)

第3条 役職員等は、法人の業務が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らが法人の業務の一端を担っていることを深く認識し、常に誠実に判断し、行動する責務を有する。

2 役職員等は、自らの専門知識、技術の維持向上など自己研鑽に努めるとともに、自らの専門知識、技術、経験を活かし、法人の業務を発展させることにより、定款第1条に規定する目的の達成に積極的に貢献する責務を有する。

### (法令等の遵守)

第4条 役職員等は、法人の業務の実施、経理事務の遂行等に当たっては、法令等を遵守し、不正を行ってはならない。

2 役職員等は、計画・立案、申請、実施、報告など法人の業務、経理事務の遂行等の各過程において、本規程の趣旨に沿って誠実に行動するものとし、法人の業務で得た診療データ等の記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為等を行ってはならない。

(職場環境の整備)

第5条 役職員等は、法人の業務の実施に当たり責任ある行動の実践と不正行為の防止を図るためには、公正な業務遂行を重視する職場環境の確立が重要であることを自覚し、所属する部署における職場環境の質的向上に積極的に取り組むものとする。

(利益相反)

第6条 役職員等は、法人の業務の実施に当たり、個人と組織、あるいは異なる組織との利益の衝突に細心の注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応するものとする。

(内部統制推進会議における審議)

第7条 コンプライアンスを推進するため、次の各号に掲げる事項については、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院内部統制に関する規程第4条に定める内部統制推進会議において審議するものとする。

- (1) 重大な公益通報の処理に関する事。
- (2) 公正な職務の執行確保に係る重要事項に関する事。
- (3) コンプライアンスに係る重大な事案に関する事。

(コンプライアンス担当者)

第8条 コンプライアンスを確実に実践するため、法人にコンプライアンス担当者を置く。

- 2 コンプライアンス担当者は、事務局長とする。
- 3 コンプライアンス担当者は、組織におけるコンプライアンス体制の確立を図るとともに、法人の業務の公正な遂行の確保その他コンプライアンスに関する業務を行うものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。